

雇用安定措置について

◆雇用安定措置とは、派遣労働者が派遣就業終了後も“働きたい”と希望した際に、派遣元事業主が講じる措置の事です。

2015年9月30日に労働者派遣法が改正され、同一組織内で継続して派遣就業できる期間は最長3年間と定められました。

◆派遣終了後の雇用安定のために、派遣元から以下の措置が講じられます。

- ① 派遣先への直接雇用の依頼
- ② 新たな派遣先の提供
- ③ 派遣元での無期雇用
- ④ その他安定した雇用の継続を図るために必要な措置

◆ファーストステップでは、派遣労働者が現派遣先での直接雇用を希望する場合は、上記①を講じ、直接雇用に至らなかった場合は、②～④のいずれかの措置を実施します。

※雇用安定措置のイメージについて次ページを参照ください。

雇用安定措置のイメージ

